

# 令和5年度 KAIYU マルシェ キッチンカー移動販売募集要項

## 1. 目的

皆生温泉エリアにおける賑わい創出の一環として、最も県内外の観光客が訪れる皆生温泉海遊ビーチ期間中の皆生遊歩道において、市民及び観光客等の海岸利用者に対しキッチンカー移動販売を実施し、来場者サービスと満足度を向上させ、滞在時間の延長並びにエリア内における消費拡大を図り、皆生温泉地域全体の活性化に寄与することを目的とする

## 2. 名称

KAIYU マルシェ キッチンカー移動販売



## 3. 募集期間

- 1次募集 令和5年4月24日(月)～5月15日(月) 必着
  - 2次募集 令和5年5月22日(月)～6月12日(月) 必着
- ※1次募集終了後、空枠がある場合のみ2次募集を実施します。

## 4. 提出物

- ・応募用紙
- ・営業許可証 営業する所在地を所管する保健所が発行するもの 1部
- ・食品衛生責任者(又はそれに代わる資格証明書)の写し 1部
- ・生産物賠償保険等の証明書の写し 1部
- ・車検証の写し 1部
- ・販売車写真画像(車幅・車高を記入。ナンバープレート確認可能な写真)

※内容等変更があれば、その都度提出してください。

※メール・郵送での提出可能です。

## 5. 応募用紙等の提出先

住所 〒683-0067 鳥取県米子市東町161-2 市役所第2庁舎3階  
宛名 米子市観光協会(担当:石倉・森下)  
電話:0859-37-2311 FAX:0859-37-2377  
E-mail: yonagokankou-3@blue.ocn.ne.jp

## 6. 審査

米子市観光協会において書類審査し決定します。

審査結果について、質問は一切受け付けません。

※締切後、1週間以内に出店の可否について、通知します。

## 7. 開催日時

皆生温泉海遊ビーチ開設期間中の土・日曜日、祝日

キッチンカー開催日:計17日間

営業時間 10:00～17:00

※皆生温泉海遊ビーチ開設期間:令和5年7月8日(土)～8月27日(日)《51日間》予定

令和5年7月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8 海開き	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月						
月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			ビーチ終了

・・・キッチンカー開催日（17日間）

## 8. 開催場所

皆生遊歩道エリア3箇所 下記図参照



(詳細場所)

### 皆生シーサイドホテル前



### 皆生温泉海遊ビーチ駐車場位置図



## 9. 出店資格

- キッチンカーのみに限る
- 公的機関が発行する営業許可書を有するもの
- 生産物賠償責任保険 (PL 保険) 等に参加しているもの
- 米子市観光協会等が実施するビーチクリーン (砂浜清掃) へ参加する事業者であること
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあるもの (従業員含む) でないこと
- 新型コロナウイルス感染症予防対策を施す事業者であること (※国の基本的対処方針による)

## 10. 出店するキッチンカーの選定

出店するキッチンカーについては、当協会で決定する

## 11. 出店料

1 回の出店あたり、下記の金額をご負担いただきます。

キッチンカーのサイズに関わらず、**1台につき6,000円/日**

※消費税含

※その他、発生する費用は実費負担願います。

※出店料は皆生温泉海遊ビーチの環境整備、プロモーション等に使用します。

※出店料は、海遊ビーチ期間終了後、令和5年9月22日(金)までにお支払いください。なお、支払い方法については、出店者決定後、協議の上、決定いたします。

※海浜施設「BEACH RESORT KAIKE」や他キッチンカー等、類似する販売商品の場合、当協会により調整する場合があります。

## 12. 出店スペース

各2m×4m程度 ※要相談

## 13. 出店決定後のキャンセルについて

※悪天候等で、ビーチがクローズの場合、出店料は免除されますが、出店日決定後、出店者の都合により出店をとりやめた場合は、キャンセル料（100%）をご負担いただきます。

## 14. 備品等

備品等は、全て出店者側でご用意願います。

## 15. 衛生管理上の注意事項

- 調理する材料は開催当日に調理し、前日までに調理したものは取り扱わないでください。
- 下痢等体調の悪い人、手指の傷のある人は調理作業をしないでください。
- 調理する前は必ず手指等を洗浄、消毒してください。
- 各出店者は、洗浄・消毒設備を各自ご準備いただき、衛生面に留意してください。
- テイクアウト容器等での商品提供に努めてください。
- 開催場所周辺に水道設備はありますが、食器洗浄等での使用は出来ません。
- 開催場所及びその周辺の排水溝等にゴミ、油、残飯等を廃棄しないでください。
- 調理により発生した汚水は出店者各自で持ち帰ってください。
- 万一、食中毒が発生した場合は、食中毒を起こした該当出店者が補償してください。

## 16. 反社会的勢力の排除の徹底

- 鳥取県及び米子市暴力団排除条例を遵守してください。
- キッチンカー販売にあたり、暴力団などの反社会的な勢力の活動を助長し、暴力団の運営に資することとなる取引をしないでください。

- ・暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び店舗の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書の作成にご協力ください。

#### 17. 電気・ガスの仕様について

- ・火気を取り扱う場合には、細心の注意のもと使用し、必ず消火器を備え付けてください。
- ・当日、消火器がない場合や、使用済みまたは使用期限切れの消火器を持参された場合は出店を認めません。
- ・電気、ガスを使用の場合は出店者側でご準備ください。
- ・プロパンガスの手配は法令を遵守し、必ず専門業者に委託してください。
- ・万一、事故が発生した場合、事故を起こした場合、事故を起こした該当出店者で補償をしてください。

#### 18. 皆生温泉海遊ビーチ関係者会議について

営業期間中に行うイベント等の情報共有や問題把握のため、会議を開催する場合がありますので可能な限り出席してください。

#### 19. 新型コロナウイルス対応について（※国の基本的対処方針により、随時、見直しいたします）

- ・購入者と商品の受取が密にならないように距離を取る等、掲示または声掛けを行ってください。
- ・購入者に対してマスク着用及び手洗いや手指消毒の掲示及び声掛けを行ってください。
- ・購入者に対して商品の共有や回し飲みについての注意を行ってください。
- ・出店者は、事前に検温を実施し、37.5度以上若しくは風邪の症状がある場合は、出店を中止してください。
- ・出店者は、マスクまたはフェイスシールドを必ず着用し、こまめな手洗いや手指消毒を徹底してください。
- ・混雑する際は、整理券を配布する等、密にならない対策を講じてください。
- ・店舗前に消毒液を必ず配置してください。
- ・ゴミ箱は各店舗で設置し、こまめに確認し満杯になる前に交換してください。
- ・おしぼり等は、必ず使い捨て出来るものを提供してください。
- ・トレイにて現金の受け渡しを行い、直接購入者との接触を行わないようにしてください。
- ・キッチンカーの内外装を清潔に保つよう清掃を徹底してください。

#### 20. 注意事項

- ・台風災害時等については、休業となりますので、当協会へ確認してください。
- ・前日の搬入や準備は出来ませんので、準備及び撤収は当日に行ってください。また、翌日の営業の場合でも営業時間外の遊歩道内の駐車は出来ませんので、所定の駐車場へ移動してください。
- ・刺青やタトゥー等の露出はしないでください。
- ・酒類の販売は禁止します。
- ・出店位置は、当協会において決定しますので、要望を伺うことは出来ません。
- ・出店者が出すゴミは指定するゴミ捨て場を利用可能ですが、使用済みの廃油等は必ず出店者で責任をもって持ち帰ってください。

- 喫煙しながらの販売は禁止します。喫煙スペースを設けますので、必ずそちらでお願いします。
- 出店スペース周辺及び使用した設備等は清掃してください。
- 人身、物損、盗難等の事故や商品及び出店者同士やお客様とのトラブルなどに関して当協会は一切の責任は負いません。
- 皆生温泉海遊ビーチ責任者の指示に従わない場合は、即時販売を中止していただきます。
- 危険物の持込み及び使用は禁止します。
- 政治活動、宗教活動は禁止します。
- 遊歩道の路面等に損傷を与えた場合には、原状回復をお願いいたします。
- 当協会では、ホームページやSNS等、広報に使用する為の撮影及び録画を行うことがありますのでご了承ください。
- 広報のための写真等の提供をお願いする場合があります。2次使用等、使用可能な写真の提供をお願いします。
- 米子市観光協会では皆生温泉海遊ビーチへの誘客を図るため、プロモーションの企画、日にち限定のイベントで催事店舗（飲食等）を誘致することがありますので、ご了承ください。
- 購入者や地域の住民から要望・苦情があった場合には丁寧に対応し、米子市観光協会へ報告してください。
- 周辺住民への迷惑となる騒音を出すことは禁止します。
- 搬入、搬出にかかる費用は、出店者の負担とします。
- 保健所に申請が必要な方は、各出店者で事前申請を行ってください。

## 21. その他

- 出店決定者は、皆生遊歩道に侵入するにあたり、米子警察署へ「通行禁止道路通行許可申請」が必要となります。申請は直接事業者で手続きが必要となりますので、ご相談ください。
- 来場者等のデータを分析し皆生温泉海遊ビーチの運営に反映するため、日毎の売上げを記録してください。後日、米子市観光協会へ報告してください。

## 22. お問い合わせ先

住 所 〒683-0067 鳥取県米子市東町 161-2 市役所第2庁舎3階  
宛 名 米子市観光協会（担当：石倉・森下）  
電話：0859-37-2311 FAX：0859-37-2377  
E-mail：yonagokankou-3@blue.ocn.ne.jp